

鷹来中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、絶対に許される行為ではない。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく必要がある。

なにより学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 本校の重点努力目標

「いのち」「こころ」「みらい」をスローガンとし、以下の目標を実現する。

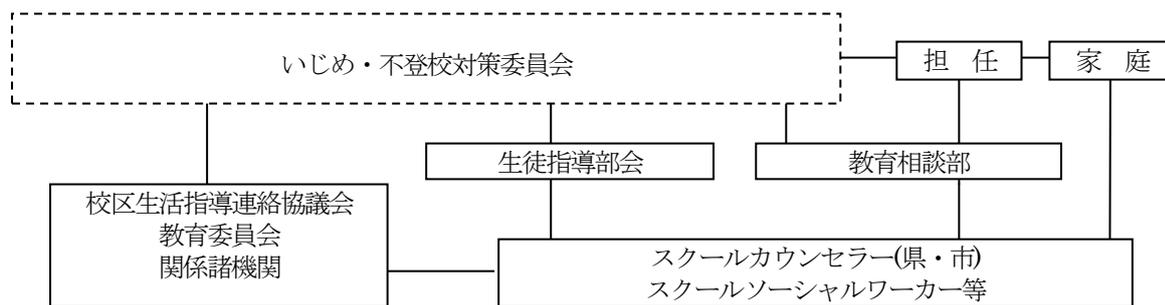
- ・自他の生命を大切にし、健康で生き生きと生活する態度を養う。(いのち)
- ・善悪についての判断力を養い、仲間や弱い立場の人に対して、優しさや思いやりの気持ちを育成するとともに、広い視野をもって自己の生き方について考えを深めさせる。(こころ)
- ・生涯学習の基礎を培うため、新学習指導要領の内容の確実な定着を図り、自己実現に向けて意欲をもって努力する態度を身に付けさせる。また、個人として、社会の一員として社会生活を営む上で必要な能力を育成する。(みらい)

3 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、特別支援主任等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。

(1) 指導の組織



(2) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知をし、教職員の共通理解を図る。
- ・アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導支援を行う。

4 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を共有する。

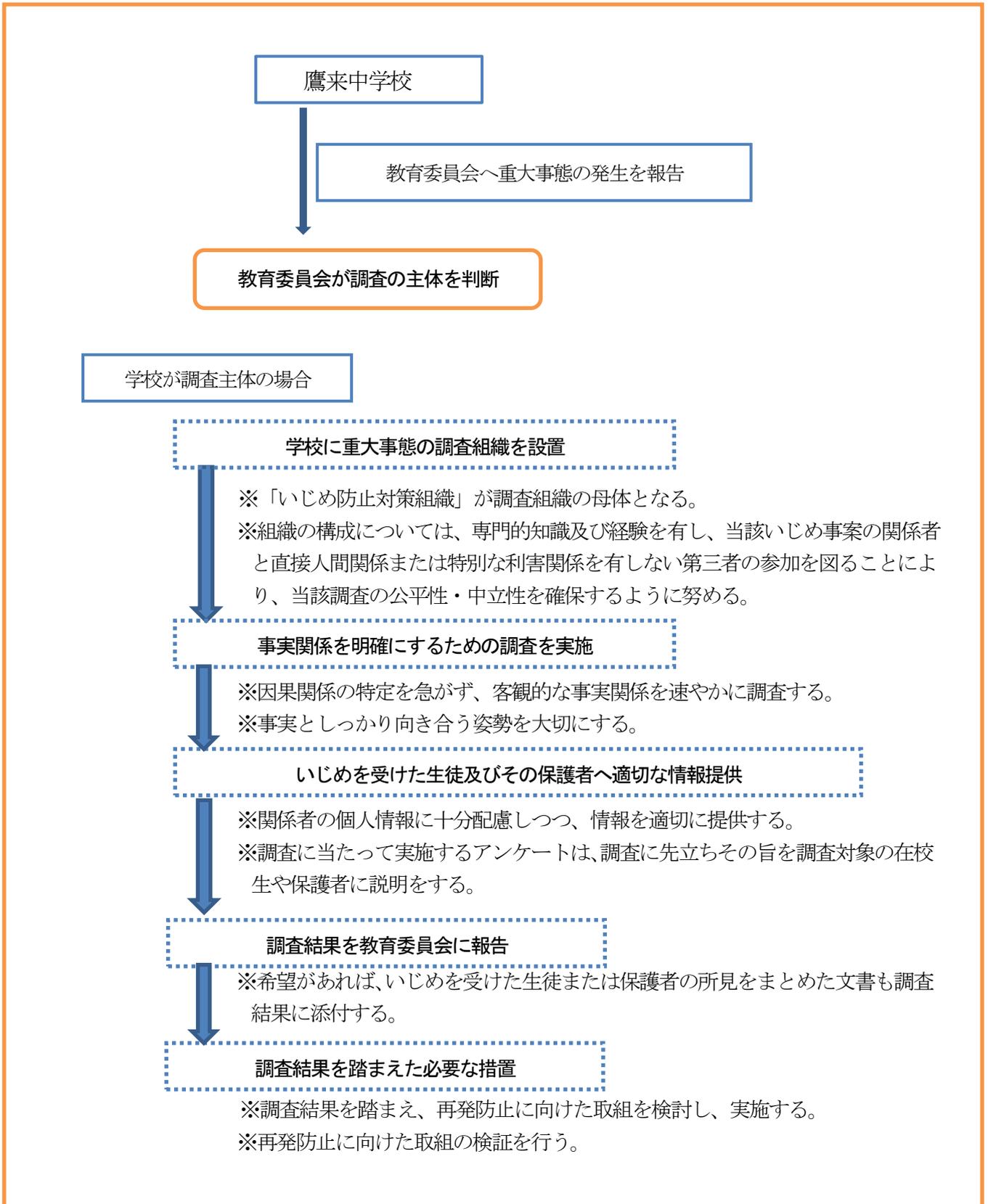
6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめに対応する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<令和6年度年間計画>

		「いじめ・不登校 対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やS Cの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○ネットモラル教室	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定	○「鷹来中学校いじめ防止基本方針 HP 掲載」
5月		D	○保健指導(心と体の成長)		
6月	↓ C	○第1回いじめ・不登校対策委員会	○「いじめアンケート」の結果を共有	○教育相談週間 ○「いじめアンケート」	○PTAによる挨拶運動(～3月)
7月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○情報モラル指導(ネットモラル)		○個人懇談会 ○第1回学校評議委員会 ○校区内パトロール ○生指連パトロール
8月	↓ A	○中間評価→検証	○部活動顧問と担任との連携		○校区内パトロール
9月				○教育相談週間 ○「いじめアンケート」	○4校一斉下校指導
10月	↓ P		○体育大会 ○文化祭 ○合唱コンクール		○学校評議員への行事公開
11月		○第2回いじめ・不登校対策委員会	○保健指導(命の大切さ)		○第2回学校評議委員会 ○生指連運営委員会
12月	↓ C	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間(講話) ○「いじめ防止・人権」標語募集		○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月			○職業講話会(1年) ○保健指導(命の大切さ)		
2月	↓ A	○自己評価 ○第3回いじめ・不登校対策委員会		○「いじめアンケート」	○個人懇談会(3年) ○生指連運営委員会
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業生を送る会		○第3回学校評議委員会
通年	P へ	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話、道徳教育、体験活動の充実、分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○S Cによる相談 ○生活ノート	○生徒によるあいさつ運動(学期に1回)